新旧対照表（千葉市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 目次（略）  第１章（略）  第２章　人員に関する基準  （内容及び手続の説明及び同意）  第５条　（略）  ２　指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。  （１）（略）  （２）**磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**  をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  第３章（略）  第４章　運営に関する基準  （緊急時等の対応）  第２３条の２　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第３条第１項第１号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。  （新設）  （管理者による管理）  第２４条　指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、**同一敷地内にある**他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。  **（協力病院等）**  第３２条**指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。**  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  **２**（略）  （掲示）  第３３条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、**協力病院**、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項  を掲示しなければならない。  ２　指定介護老人福祉施設は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。  （新設）  （新設）  （記録の整備）  第４１条（略）  ２　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）第１１条第２項**に規定する**　提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第１４条第５項**に規定する**　身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）第２３条**に規定する**　市町村への通知に係る記録  （５）第３７条第２項**に規定する**　苦情の内容等の記録  （６）第３９条第３項**に規定する**　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第５章　ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準  （勤務体制の確保等）  第５１条　（略）  ２～４　（略）  （新設）  **５**（略）  第５４条　指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第８条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）及び第１１条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）**により行うことができる。  ２（略）  以下（略） | 目次（略）  第１章（略）  第２章　人員に関する基準  （内容及び手続の説明及び同意）  第５条　（略）  ２　指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。  （１）（略）  （２）**電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第５４条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  第３章（略）  第４章　運営に関する基準  （緊急時等の対応）  第２３条の２　指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第３条第１項第１号に掲げる医師**及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関**との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。  **２　指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。**  （管理者による管理）  第２４条　指定介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、　　　　　　　　他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設の職務に従事することができる。  **（協力医療機関等）**  第３２条　**指定介護老人福祉施設は、****入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、****次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。****ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。**  **（１）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。**  **（２）当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。**  **（３）入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。**  **２****指定介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。**  **３****指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。**  **４****指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。**  **５****指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。**  **６**（略）  （掲示）  第３３条　指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、**協力医療機関**、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項**（以下この条において単に「重要事項」という。）**を掲示しなければならない。  ２　指定介護老人福祉施設は、**重要事項**  を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。  **３　指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**  **（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）**  **第３９条の３****指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。**  （記録の整備）  第４１条（略）  ２　指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）第１１条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第１４条第５項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）第２３条**の規定による**市町村への通知に係る記録  （５）第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  （６）第３９条第３項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第５章　ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準  （勤務体制の確保等）  第５１条　（略）  ２～４　（略）  **５　ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。**  **６**（略）  第５４条　指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第８条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）及び第１１条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録  により行うことができる。  ２（略）  以下（略） |
|  |  |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。